

総合法律支援法～法律的紛争解決の利用促進のための新たな仕組み～

(1) 貸貸借に関する紛争、不動産取引上の裁判で勝てるか否かの判断を行ったり、採用べき手段、方策を助言したりするような法律相談ではありません。

日本司法支援センターでは、民事・刑事を問わず、法によって解決できるトラブルについての相談を受け付けてくれます。具体的には次のとおりです。

(2) 貸貸借に関する紛争、不動産取引上の裁判で勝てるか否かの判断を行ったり、採用べき手段、方策を助言したりするような法律相談ではありません。

現在、弁護士会、各市民団体、警察などにより、犯罪の被害を受けた方への犯罪被害者支援が展開されています。

日本司法支援センターでは、多くの支援団体と連携し、被害者援助に詳しい弁護士や相談窓口を紹介することになります。

(3) 相談できる範囲

日本司法支援センターにおける情報提供は、専門職員が一般国民から相談を受け、その相談内容に応じて最も適切な相談機関・団体などの紹介や、客観的な法制度に関する情報提供を行うものです。弁護士が、裁判で勝てるか否かの判断を行ったり、採用べき手段、方策を助言したりするような法律相談ではありません。

(4) 犯罪被害者支援業務

現在、弁護士会、各市民団体、警察などにより、犯罪の被害を受けた方への犯罪被害者支援が展開されています。

日本司法支援センターでは、多くの支援団体と連携し、被害者援助に詳しい弁護士や相談窓口を紹介することになります。

(5) 犯罪被害者支援業務

日本司法支援センターにおける情報提供は、専門職員が一般国民から相談を受け、その相談内容に応じて最も適切な相談機関・団体などの紹介や、客観的な法制度に関する情報提供を行うものです。弁護士が、裁判で勝てるか否かの判断を行ったり、採用べき手段、方策を助言したりするような法律相談ではありません。

日本司法支援センターでは、民事・刑事を問わず、法によって解決できるトラブルについての相談を受け付けてくれます。具体的には次のとおりです。

二〇〇四年六月二日、全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービス提供が受けられる社会を実現すること（法第二条）を基本理念とする「総合法律支援法」が公布、施行されました。

なお、一部の規定は、公布の日から二年六月を超えない範囲で、政令で定める日から施行することになっています（平成十六年法律第七四号、最終改正：平成十七年七月二六日法律第八七号）。

(1) アクセスポイントの設置

日本司法支援センターで行われる主な業務は次のとおりです。

(2) 日本司法支援センターの役割

日本司法支援センターで行われる主な業務は次のとおりです。

(3) 民事法律扶助業務

現在、財法律扶助協会が展開している民事法律扶助事業を、日本司法支援センターが引き継いで業務を行います。これは、法律専門家の援助が必要なのに経済的理由で弁護士や裁判所の費用を支払うことができない人のために、無料の法律相談や弁護士費用等の立て替え払いを行います。

(4) 公的刑事弁護業務

従来でも国選弁護制度があります。しか

私は製造業を営んでいます。このたび、新たな商品開発を行いました。ところが、競合他社から「特許権を侵害しているので、販売を停止するか、利用料を支払え」との手紙が届きました。

弁護士や弁理士に相談したいと思いますが、私の住む地域は弁護士が少なく、相談費用も気になります。どのように対処したらよいのでしょうか。

この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になると信じ、裁判その他の法による紛争解決のための制度の利用を容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者（弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者）のサービスをより身近に受けられるようにするための制度であり、運営の核となる「日本司法支援センター」の組織及び運営についても定め、自由かつ公正な社会の形成に資することを目的としています（法第一条）。

「日本司法支援センター」は、二〇〇六年に設立される独立行政法人に準じた法人で、全国各地の裁判所本庁所在地や、弁護士過疎地域などに拠点事務所を開設し、市民の皆様にさまざまな法律サービスを提供することになります。

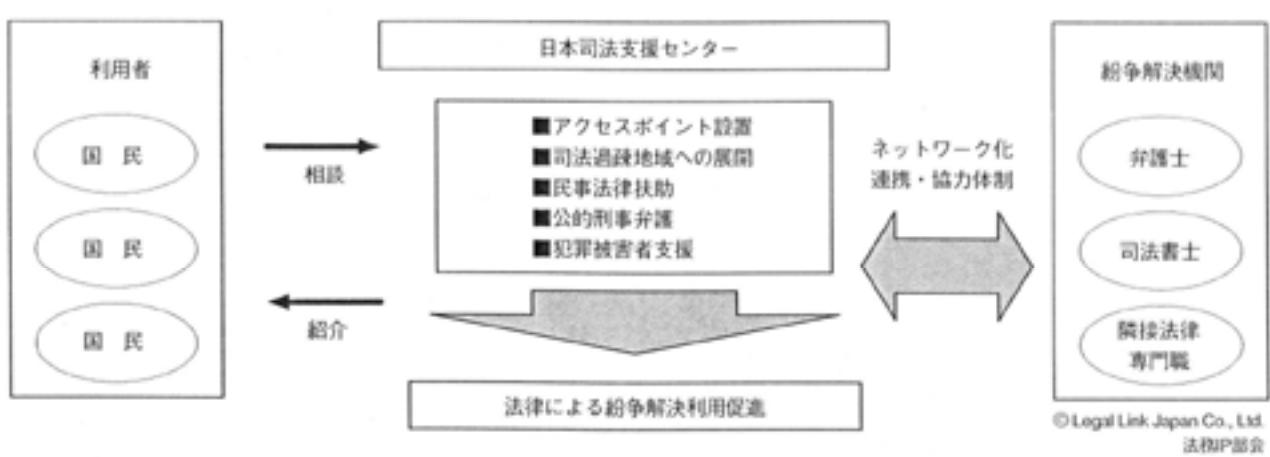
するとともに、電話やインターネットを通じて相談者へ無料で情報提供を行います。例えば、弁護士会、司法書士会、地方自治体等、全国のさまざまな相談機関と連携し、その中から、最も適する相談窓口の紹介を行います。

なお、電子メールを利用した相談方法については、現在、明らかになっています。

(2) 司法過疎対策業務

わが国には、「司法過疎地」「ゼロワン地域」といわれる地域があります。これは、法律サービスを十分に受けられない地域のことです。従来、日弁連では「公設事務所」を設置し、弁護士を派遣していましたが、すべてをカバーしきっているとはいえないでした。今後は、日本司法支援センターからも全国に弁護士を派遣し、法律サービスを受けられる地域が拡大されます。

(図) 総合法律支援法の概要



引用参照：「法務省大臣官房室日本司法支援センター資料」「日本弁護士連合会日本司法支援センターに関する資料」「自由民主党政務調査会司法制度調査会司法アクセス等プロジェクトチームによる総合的法律サービスの提供及び司法アクセスポイントの設置に関するとりまとめ資料」等

するともに、電話やインターネットを通じて相談者へ無料で情報提供を行います。

例えば、弁護士会、司法書士会、地方自治体等、全国のさまざまな相談機関と連携し、その中から、最も適する相談窓口の紹介を行います。

● 法律の目的

この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることに鑑み、裁判その他の法による紛争解決のための制度の利用を容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者（弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者）のサービスをより身近に受けられるようにするための制度であり、運営の核となる「日本司法支援センター」の組織及び運営についても定め、自由かつ公正な社会の形成に資することを目的としています（法第一条）。

Q